

平成 25 年度 リフォームクーポン事業〔活気アップ商品券助成〕交付要綱

高森町商工会 施行 平成 25.4.1

第 1 趣旨

木造建築需要が著しく減少している現下の建築業況のもとで経営不振の状況にある町内建築・設備業者（「以下、建築業者」という。）の経営を支援するため、リフォーム需要の増加を創出する事業として、高森町民（以下「発注者」という。）が建築業者に対して、リフォーム工事（以下「工事」という。）の発注をした場合に、支払額に対して一定の額の活気アップ商品券を進呈することにより、建築業者の受注支援に加えて町内消費支援の効果から商業振興にも効果が波及することを目的とする。

第 2 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象とする工事

個人住宅・個人事業所・法人の次に掲げるリフォーム工事（新築及び新築付帯工事は除く）

①給排水設備工事 ②屋根工事 ③建物修繕工事 ④インテリア工事 ⑤電気工事

⑥エクステリア工事 ⑦その他、建物及び付帯する修繕工事等

（但し、他の公的補助金対象工事と自家売上工事は除きます。）

(2) 補助対象者

高森町内に住所をおく、上記(1)工事の発注者

(3) 発注を受ける工事業業者

高森町商工会員または高森町内に事業所を置く建築・設備業者等

(4) 助成額（一般枠）

発注単価 10 万円以上（消費税を除く）の工事発注者に対して、その 10% に相当する商品券を進呈する（上限 5 万円、100 円未満切捨て）但し、非商工会員の施工工事は 80% 助成とする。

助成額（トイレ水洗化新設工事枠）

トイレ水洗化新設工事（5 万未満の工事は工事金額とし、公的補助金対象工事含む）の発注者に対し、一般枠に加算して活気アップ商品券 5 万円を進呈する。（一般枠と合わせて最高 10 万円）

第 3 対象期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の期間内において発注及び完了、支払済みの工事

第 4 工事受注者の受注制限

対象事業者の公平性のために、平成 25 年 9 月 30 日までは 1 事業者 10 件までとする。

第 5 助成金の受給制限

発注者は 1 世帯 5 万円を上限とする。（一般枠）

第 6 交付の申請

受注者は事前に、①事前申請書と必要書類を高森町商工会へ提出する。

発注者は工事終了支払後、②交付申請書と必要書類を提出期限内に高森町商工会へ提出する。

(1) 提出書類 各 1 部

① 事前申請書

添付書類

ア 工事見積書の写し

② 交付申請書

添付書類

ア 建築業者に支払った工事代金の領収書の写しまたは確認できる書類（振込等）

イ 工事前と工事後の写真（日付入）

(2) 提出期限

平成 26 年 3 月 31 日まで

第 7 活気アップ商品券の進呈

商工会は交付申請書内容の照査をもって、申請者に対し直接進呈し、受領書を受ける。